

必ずチェック最低賃金！使用者も、労働者も

最低賃金件名	時間額(円)	適用対象	
岩手県最低賃金 (平成28年10月5日発効)	716	全産業の全労働者に適用されます。	
鉄鋼業、金属線製品、 その他の金属製品製造業 (平成28年12月11日発効)	790	・鉄鋼業(①高炉による製鉄業 ②銑鉄铸件製造業 ③可鍛鉄製造業 ④鉄鋼シャースリット業 ⑤銑鉄管製造業 ⑥他に分類されない鉄鋼業を除く) ・金属線製品製造業(ねじ類を除く) ・その他の金属製品製造業 (注) 詳細は裏面のとおり。	下記の労働者については、産業別最低賃金の適用が除外され、岩手県最低賃金が適用されます。 (1) 18歳未満又は65歳以上の労働者 (2) 雇入れ後6か月未満の労働者であって、技能習得中のもの (3) 清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者 (4) 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業については、上記(1)～(3)の労働者のほか、 ①手作業による包装又は袋詰め業務に主として従事する労働者 ②手作業により又は手工具若しくは小型動力機を用いて行う組線、かしめ、取付け、巻線又はバリ取りの業務に主として従事する労働者 (5) 光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業については、上記(1)～(3)の労働者のほか、手作業による包装、袋詰め又はバリ取り若しくは検品の業務に主として従事する労働者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 (平成28年12月11日発効)	756	・電子部品・デバイス・電子回路製造業 ・電気機械器具製造業(①民生用電気機械器具製造業 ②電球・電気照明器具製造業 ③電池製造業 ④医療用計測器製造業(心電計製造業を除く) ⑤その他の電気機械器具製造業を除く) ・情報通信機械器具製造業 (注) 詳細は裏面のとおり。	
光学機械器具・レンズ、 時計・同部分品製造業 (平成28年12月11日発効)	774	・光学機械器具・レンズ製造業 ・時計・同部分品製造業 (注) 詳細は裏面のとおり。	
各種商品小売業 (平成28年12月11日発効)	767	各種商品小売業(衣食住にわたる各種商品を販売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるか判別できない事業所) (注) 詳細は裏面のとおり。	
自動車小売業 (平成28年12月11日発効)	800	自動車小売業のうち ・自動車(新車)小売業 ・中古自動車小売業 ・自動車部分品・附属品小売業 なお、二輪自動車小売業(原動機付自転車を含む)については、岩手県最低賃金が適用されます。 (注) 詳細は裏面のとおり。	

- すべての事業主は、雇用する労働者(パートタイマー、臨時、アルバイト等を含む。)に最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。また、最低賃金額を理由に、労働者の賃金を引き下げることは許されません。
- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、賞与、時間外・休日・深夜手当等は算入しません。
- 複数の最低賃金が適用される場合は、最も高い最低賃金額を支払わなければなりません。
- 岩手労働局長の許可(最低賃金の減額特例許可)を受けることにより、断続的労働に従事する方等に対し、個別に減額された最低賃金を適用することがあります。
- 事業主は、最低賃金の概要を常時作業場の見やすい場所に掲示するなどの方法で、労働者に周知する措置をとらなければなりません。
- 労働者は、事業場に最低賃金法令違反の事実がある場合は、その事実を労働基準監督署に申告することができます。事業主は、申告したことを理由として、労働者に対し解雇その他不利益な取扱いをすることは禁止されています。

詳しくは、岩手労働局又は最寄りの労働基準監督署へ

岩手労働局賃金室Tel: 019-604-3008

各労働基準監督署Tel 盛岡: 019-604-2530 / 宮古: 0193-62-6455 / 釜石: 0193-23-0651
花巻: 0198-23-5231 / 一関: 0191-23-4125 / 大船渡: 0192-26-5231
二戸: 0195-23-4131



岩手労働局

<http://iwate-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp>

＊ ○印は、特定（産業別）最低賃金の適用となるもの。 ×印は、特定（産業別）最低賃金の適用から除外され、岩手県最低賃金の適用となるもの。

岩手県鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業

・鉄鋼業 ×管理、補助的経済活動を行う事業所（該当産業に係るもの） ○製鉄業（ただし、×高炉による製鉄業） ○製鋼・製鋼延伸業 ○製鋼を行わない鋼材製造業（表面処理鋼材を除く） ○表面処理鋼材製造業 鉄素形材製造業 ×鉄鉄鋳物製造業（铸铁管、可鍛铸铁を除く） ×可鍛铸铁製造業 ○鉄鋼製造業 ○鍛工品製造業 ○鍛鋼製造業	その他の鉄鋼業 ×鉄鋼シャースリット業 ○鉄スクラップ加工処理業 ×铸铁管製造業 ×他に分類されない鉄鋼業 ○純粋特殊会社 ・金属製品製造業 ○管理、補助的経済活動を行う事業所（該当産業に係るもの） ○金属線製品製造業（ねじ類を除く） ○くぎ製造業 ○その他の金属線製品製造業 ×ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	○その他の金属製品製造業 ○金庫製造業 ○金属製スプリング製造業 ○他に分類されない金属製品製造業 ○純粋特殊会社
--	--	--

岩手県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業

・電子部品・デバイス・電子回路製造業 ○管理、補助的経済活動を行う事業所（該当産業に係るもの） ○電子デバイス製造業 ○電子管製造業 ○光電変換素子製造業 ○半導体素子製造業（光電変換素子を除く） ○集積回路製造業 ○液晶パネル・フラットパネル製造業 ○電子部品製造業 ○抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業 ○音響部品・磁気ヘッド・小形モータ製造業 ○コネクタ・スイッチ・リレー製造業 ○記録メディア製造業 ○半導体メモリメディア製造業 ○光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業 ○電子回路製造業 ○電子回路基板製造業 ○電子回路実装基板製造業 ○ユニット部品製造業 ○電源ユニット・高周波ユニット・コントロールユニット製造業 ○その他のユニット部品製造業 ○その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 ○その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業 ○純粋特殊会社	・電気機械器具製造業 ×管理、補助的経済活動を行う事業所（該当産業に係るもの） ○発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業 ○発電機・電動機・その他の回転電気機械製造業 ○変圧器類製造業（電子機器用を除く） ○電力開閉装置製造業 ○配電盤・電力制御装置製造業 ○配線器具・配線附属品製造業 ○産業用電気機械器具製造業 ○電気溶接機製造業 ○内燃機関電装品製造業 ○その他の産業用電気機械器具製造業（車両用、船舶用を含む） ×民生用電気機械器具製造業 ×ちゅう房機器製造業 ×空調・住宅関連機器製造業 ×衣料衛生関連機器製造業 ×その他の民生用電気機械器具製造業 ×電球・電気照明器具製造業 ×電球製造業 ×電気照明器具製造業 ×電池製造業 ×蓄電池製造業 ×一次電池（乾電池、湿電池）製造業 ○電子応用装置製造業 ○X線装置製造業 ○医療用電子応用装置製造業 ○その他の電子応用装置製造業	電気計測器製造業 ○電気計測器製造業（別掲を除く） ○工業計器製造業 ×医療用計測器製造業（ただし、○心電計製造業） ×その他の電気機械器具製造業 ×その他の電気機械器具製造業 ○純粋特殊会社 ・情報通信機械器具製造業 ○管理、補助的経済活動を行う事業所（該当産業に係るもの） ○通信機械器具・同関連機械器具製造業 ○有線通信機械器具製造業 ○携帯電話機・PHS電話機製造業 ○無線通信機械器具製造業 ○ラジオ受信機・テレビジョン受信機製造業 ○交通信号保安装置製造業 ○その他の通信機械器具・同関連機械器具製造業 ○映像・音響機械器具製造業 ○ビデオ機器製造業 ○デジタルカメラ製造業 ○電気音響機械器具製造業 ○電子計算機・同附属装置製造業 ○電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く） ○パーソナルコンピュータ製造業 ○外部記憶装置製造業 ○印刷装置製造業 ○表示装置製造業 ○その他の附属装置製造業 ○純粋特殊会社
--	---	--

岩手県光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業

・業務用機械器具製造業 ○管理、補助的経済活動を行う事業所（該当産業に係るもの） ○光学機械器具・レンズ製造業 ○顕微鏡・望遠鏡等製造業 ○写真機・映画用機械・同附属品製造業 ○光学機械用レンズ・プリズム製造業 ○純粋特殊会社 ・その他の製造業 ○管理、補助的経済活動を行う事業所（該当産業に係るもの） ○時計・同部分品製造業 ○純粋特殊会社
--

岩手県各種商品小売業

・各種商品小売業 衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが半別できない事業所 ○管理、補助的経済活動を行う事業所（該当産業に係るもの） ○百貨店、総合スーパー（従業者が常時50人以上のもの） ○その他の各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの） ○純粋特殊会社

岩手県自動車小売業

・機械器具小売業 ○管理、補助的経済活動を行う事業所（該当産業に係るもの） 自動車小売業 ○自動車（新車）小売業 ○中古自動車小売業 ○自動車部分品・附属品小売業 ×二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む） ○純粋特殊会社
